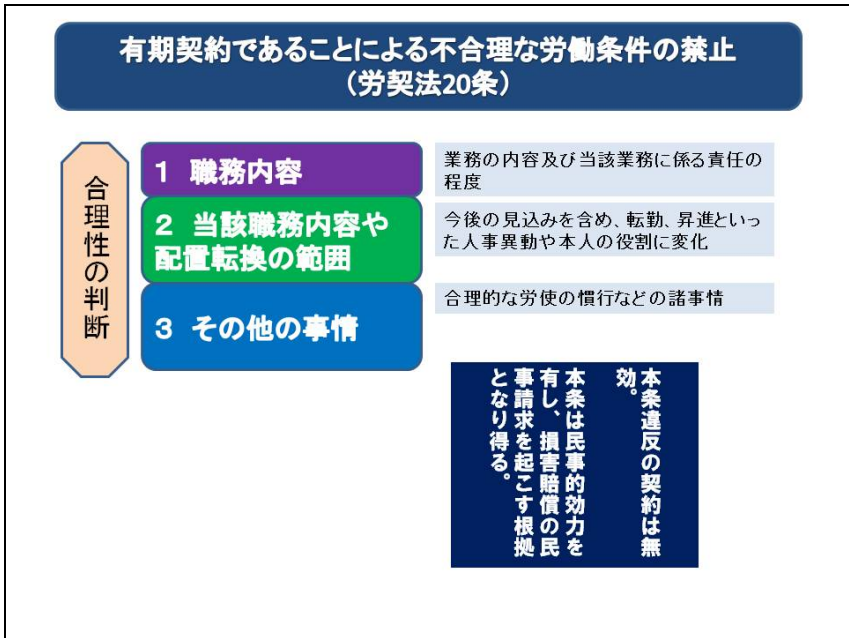


2-9 有期契約であることによる不合理な労働条件の禁止（労契法 20 条）



労働契約法第 20 条は、有期労働契約者と無期労働契約者との労働条件が相違している場合に、その相違が、期間の定めがあることによる不合理な労働条件であってはならない、ことを定めた条項である。

「合理性」は、次の要素を考慮して個々の労働条件ごとに判断する。

- ① 職務内容（業務の内容及び当該業務に伴う責任の程度）
- ② 当該職務の内容及び配置の変更の範囲（今後の見込みを含め、転勤、昇進といった人事異動や本人の役割の変化等）
- ③ その他の事情（合理的な労使の慣行などの諸事情）

本条項は、民事的効力を有する規定である（損害賠償の対象となり得る）。

本条項に違反する労働条件の定めは無効となり、無期労働契約者と同じ労働条件が認められると解されている。